

一般財団法人群馬県老人クラブ連合会理事長
公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団理事長
群馬県国民健康保険団体連合会理事長
群馬県老人福祉施設協議会長
公益社団法人群馬県老人保健施設協会理事長
群馬県地域密着型サービス連絡協議会長
群馬県在宅福祉サービス事業者協会会長
一般社団法人群馬県介護支援専門員協会会長
群馬県訪問看護ステーション連絡協議会長
一般社団法人群馬県介護福祉士会会長
群馬県ホームヘルパー協議会長
全国介護事業者連盟群馬県支部長

様

群馬県知事 山本 一太
(健康福祉部介護高齢課)

群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部及び
群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」等の廃止について

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和5年5月1日（月）に開催しました、第106回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部及び群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」等の廃止を決定しました。

貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

なお、当課から所管する施設及び事業所あて別添のとおり通知しましたので、御承知おきください。

ー概要ー

(1) 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が令和5年5月8日に廃止される旨の閣議決定があったため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第25条の規定に基づき、同日に群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止する。

(2) 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の適用除外となり、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が令和5年5月8日に廃止される旨が決定された。

このため、群馬県の以下のガイドラインを同日付けで廃止する。

(廃止対象)

- ・社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン

担 当：福祉施設係
保健・居住施設係
居宅サービス係
企画・介護保険係
T E L：027-226-2561
F A X：027-223-6725
e-mail：kaigokou@pref.gunma.lg.jp